

消防の広域化に伴う調整事項に対する 消防本部の取組事例

令和6年3月

< 目次 >

- 1 給与体系の統一調整 1 ～ 5 ページ
- 2 署所の再配置の検討 6 ～ 10 ページ
- 3 部隊配置の調整 11 ～ 13 ページ
- 4 市町村負担金の調整 14 ～ 20 ページ

1 給与体系の統一調整

1 給与体系の統一調整①-1

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成24年4月1日 ※宇部市、山陽小野田市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：宇部市 約16万人（286.65km²） 山陽小野田市 約6万人（133.09km²）
- 職員数：306人

令和4年3月時点

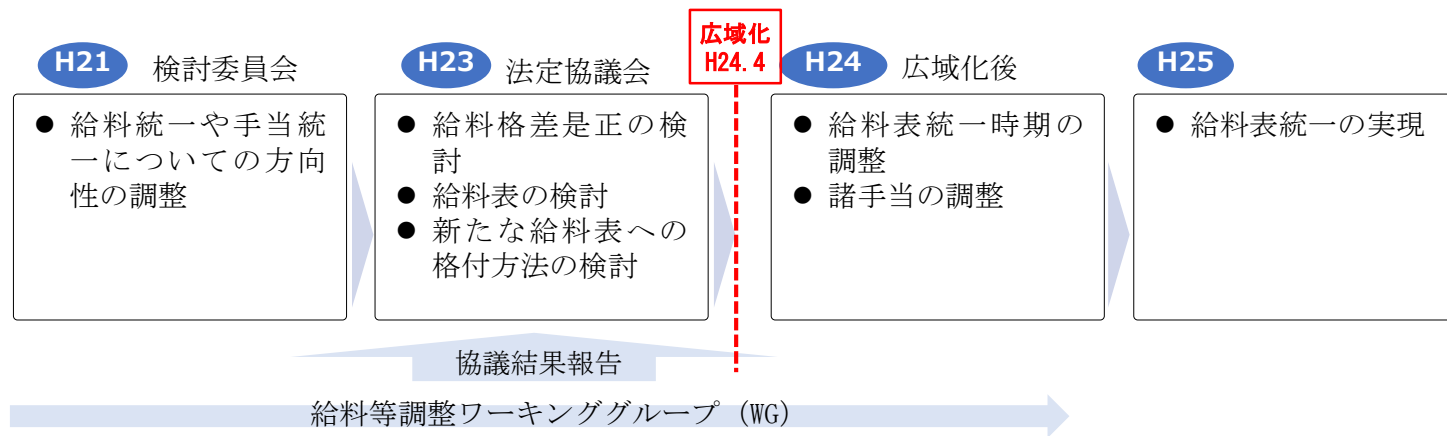
II 協議体・期間等

- 検討委員会幹事会に基づく「給料等調整ワーキンググループ（WG）」を設置し、給料・諸手当等について協議
協議結果を法定協議会等へ結果報告
- 構成員：構成市（宇部市、山陽小野田市）及び両市消防本部の人事給与担当職員
- 検討期間：平成21年11月～平成24年10月頃（平成25年1月から給料表を統一）

III 基本的な考え方

- 国家公務員公安職俸給表（一）に統一し格付け
- 現給保障（基本的には直近上位の号給に格付け）
- 国家公務員公安職俸給表（一）の格付けにあたり、若手職員と新規採用者間において給与の逆転が発生しないよう調整
- 両市消防本部間の給料の格差是正は行わない（各種手当の統一は行う） 等

IV 検討状況（検討過程・経緯）等



V 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 給料の格差は正の整理（最終的に給料格差は是正しないとしたため、職員の理解を得ることに時間を要する）
- 適用する給料表の統一（給料表の統一にあたり職員の不利益とならないよう調整）
- 各種手当の統一

VI 課題への対応策等

- 給料格差の是正への対応
 - ・法定協議会やWGで検討を進める中で「もし広域化しなかったら、今の給料ベースで昇給していくため、広域化により給料が上がることで果たして妥当だろうか」との意見があり、また、広域化は住民のために行うものであって、職員の処遇改善を第一としたものではないとの考え方が主流となった。
 - ・平成17年の市町村合併（小野田市と山陽町が合併し山陽小野田市に。）においても基本的には給料格差の是正は行っていないこと、人件費上積み（格差是正により1/3の職員の給料ベースが上がってしまうこと）が将来に渡り財政に大きな影響を及ぼすことなどから、給料の高い方に揃える等の格差是正は行っていない。

- 給料表及び各種手当等の調整

- ・両構成市長の指示もあり、国家公務員公安職俸給表（一）を適用することとした（給料表の統一）。
- ・これに先立ち、職員の給料及び退職金のシミュレーションを実施し、職員に不利益とならないことの確認や、各種手当統一を踏まえ格付けを調整した。

宇部市職員：現行の給料額を職務の級に応じ、公安職俸給表の直近上位の号給に格付け

山陽小野田市職員：各種手当（住居手当、通勤手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、期末勤勉手当 等）の統一により、消防手当（月額：2,500円）、交代制勤務手当（月額：4,500円）を廃止することから、行政職給料額に8号給加算した額を格付基礎額とし、職務の級に応じ公安職俸給表の直近上位に格付け

- ・採用2年目等の一部の若手職員は、新たな給料表の直近上位の号給に格付けした場合、同年代の新規採用者より給料が低くなることもあるため、直近上位の号給よりも上位に格付ける調整を行った。
- ・広域化前の市町村の退職金は、財源が異なっていた（一般財源又は基金）が、広域化後は、構成市の分担金（一般財源）により対応することとした。



- 職員説明会の実施

- ・給料の格差を是正しないことや新たな給料表を使用すること等について、職員への説明会を行い、希望者には個別説明にも応じた。
- ・職員からは「将来的に不利益が生ずるのでは」との意見があったが、給料のシミュレーション結果や協議会での協議結果等を示し、広域化前後で比較した時に職員が不利益を被ることはないこと等について丁寧に説明する等により、職員のコンセンサスを得ることが重要。

1 給与体系の統一調整②-1

I 消防本部について

消防本部発足：平成23年4月1日 ※砺波広域圏消防本部（砺波市・南砺市）、小矢部市で広域化

- 構成市管轄人口（面積）：砺波市 約5万人（127.03km²） 南砺市 約5万人（668.64km²） 小矢部市 約3万人（134.07km²）
- 職員数：184人

令和4年3月時点

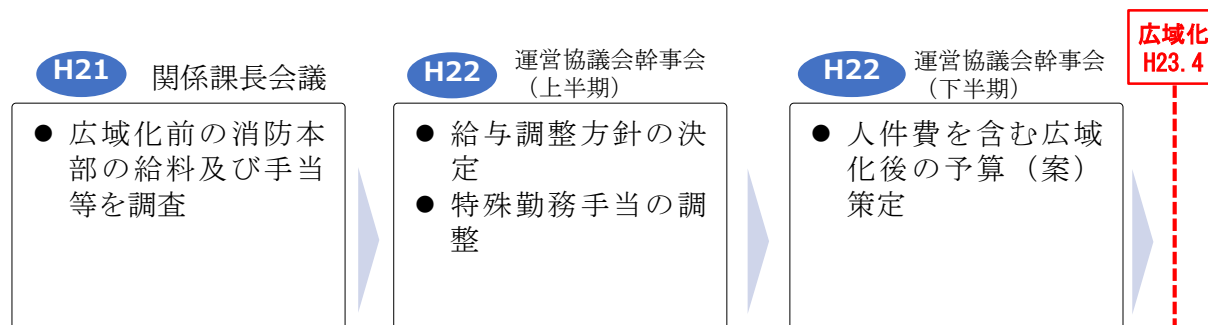
II 協議体・期間等

- 協議体 平成21年度 消防広域化関係課長会議
平成21年度 砺波地域消防広域化運営協議会 幹事会
- 構成員等 構成市（企画政策・総務・財政課長）、砺波広域圏消防本部（総務課長）
- 検討期間 平成21年度中に、広域化前の消防本部の給料及び手当等を調査
平成22年6月～平成22年11月頃（広域化後の予算案策定まで）に、当該調査を踏まえて検討

III 基本的な考え方

- 広域化に伴う給料支給額の調整は行わない。
（給料表は国家公務員公安職俸給表（一）に統一）
- 特殊勤務手当については、調整し統一する。

IV 検討状況（検討過程・経緯）等



V 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 給料支給額の調整
- 特殊勤務手当の調整
- 給与事務について（消防単独の一部事務組合を新設するにあたり、消防本部において給与事務を行うため、人事給与システムの導入及び給与事務担当職員の育成が必要）

VI 課題への対応策等

- 給料支給額の調整
 - ・運営協議会幹事会において、基本給の調整を行わない方針を決定した。

<理由>

 - ①構成市の市町村合併時に給料の調整を行っていなかった
 - ②広域化前の消防本部で国家公務員公安職俸給表（一）を用いていた
 - ③同年同階級の支給額に大きな差がなかった
- 特殊勤務手当の調整
 - ・特殊勤務手当の支給対象及び金額に相違があったため、調整が必要となった。
 - ・特殊勤務手当の調整を図る際、手当支給対象となる業務の内容及び金額の妥当性等を検討するため、他の消防本部の状況を調査して参考とした。
 - ・検討の結果、救急手当及び救助手当のみ支給し、火災手当、高所作業手当及び深夜勤務手当は廃止することで調整した。
- 広域化に係る給与事務
 - ・広域化前の運営協議会事務局に、市の首長部局で給与事務を担当していた職員が在籍しており、資料作成や調整等を速やかに行うことができた。
 - ・広域化後の消防本部にも、市の首長部局で給与事務を担当していた職員が配属され、給与事務を担当する消防職員を指導した。

VII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 広域化前から広域化直後にかけて、市の給与事務に長けた職員が配属されたため、円滑な給与事務の執行と、消防職員の指導等がなされた。一方で、市の防災部局に消防組合の職員を派遣しており、このように市と組合の人事交流が、双方にとって効率的な事務の執行や、必要な情報共有につながると考えられる。

2 署所の再配置の検討

2 署所の再配置の検討①-1

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成25年4月1日 ※久喜地区消防組合（久喜市・宮代町）、加須市、幸手市、白岡市及び杉戸町で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：久喜市 約15万人（82.41km²） 加須市 約11万人（133.30km²） 幸手市 約5万人（33.93km²）
白岡市 約5万人（24.92km²） 杉戸町 約4万人（30.03km²） 宮代町 約3万人（15.95km²）
- 職員数：631人

令和4年3月時点

II 協議体・期間等

- 【広域化前】
- 消防広域化第7ブロック協議会総務専門部会を設置し、消防署所の再配置について協議
 - 構成員 5本部職員（課長級）
 - 検討期間 平成22年8月～平成24年2月
- 【広域化後】
- 検討委員会を設置し、消防署所の再配置について協議
 - 構成員 消防局各課及び構成市町消防・財政主管課（課長級）
 - 検討期間 平成30年9月～令和4年1月

III 基本的な考え方

- 【広域化前】
- 消防署所の配置は現行のままとし、再配置を検討することについて組合規約に位置付け、広域化後に検討する。
- 【広域化後】
- 組合規約に基づいて、定員・施設適正化計画を策定、消防署所の移転新築による再配置は、なお時間を要するため、移転新築はせずに、消防力が重複する消防署所の統合のみを検討する。
 - 消防署所の再配置と併せて、組合負担金の負担方法の見直しを検討する。

IV 検討状況（検討過程・経緯）等

H22 協議会専門部会

- 国の基本指針に定められる推進期限内に再配置の決定は困難
- 広域化時に再配置に至らなくても、広域化による消防力の強化は可能
- 再配置については組合規約に位置付け、広域化後に検討する

広域化 H25.4

H25 広域化後

- 組合規約に基づき、定員・施設適正化計画を策定し、5%を目標に組合負担金の削減を目指す
- 科学的根拠に基づいて再配置の検討を進める

H26～H29

- 消防力適正配置調査（業務委託）
- 消防力の整備指針に基づき、18署所を14署所まで削減しても消防力の大きな低下はない
- 18救急隊は維持する（廃止消防署所の救急隊は他消防署へ配置換え）

H30 検討委員会

- H30.5「消防署所の合理化（案）」を策定
- R1.8 加須南分署の廃止決定 → R4.4 廃止
- R2.3 中島出張所の廃止決定 → R2.6 廃止
- R2.8 幸手西分署の救急ステーション化決定 → R3.4 救急ステーション化
- R4.1 篠津分署の廃止決定 → R4.4 廃止
➢ 18署所から15署所の消防体制へ

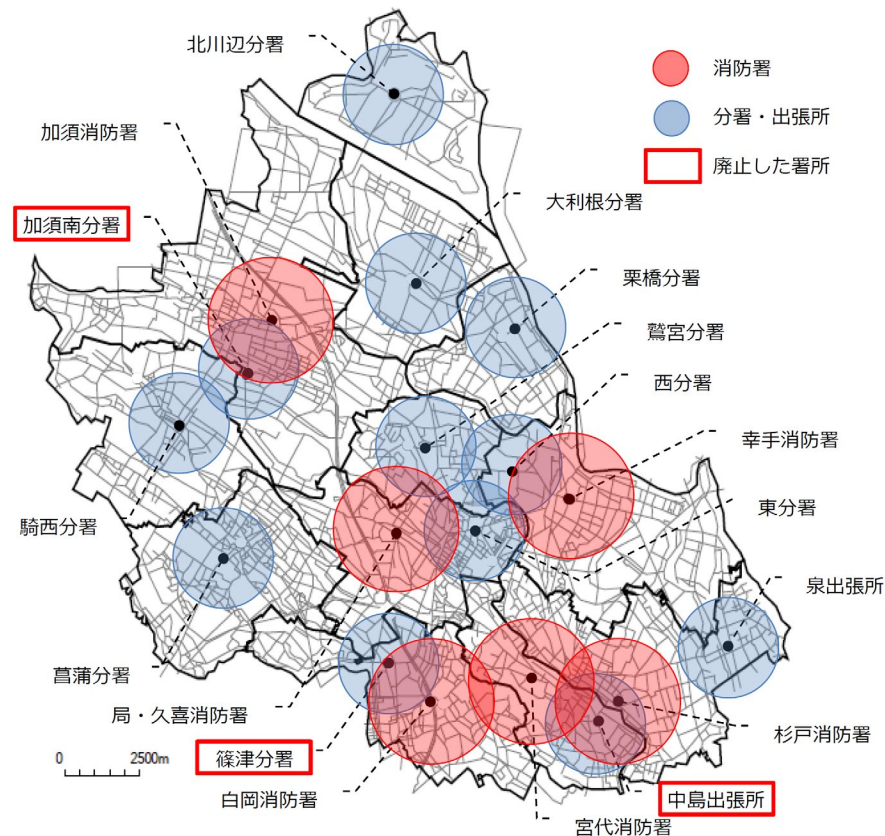
V 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 地域住民の理解を得ること
- 廃止する消防署所の跡地利用
- 救急隊の配置増に伴う消防署所の執務環境の悪化
- 組合負担金の負担方法の見直し

VI 課題への対応策等

- 住民説明会において、広域化により、出動体制を管轄方式から直近方式に発展させたため、消防署所を廃止しても影響が少ないことなどを説明した。
 (例) 中島出張所の廃止に関する説明
 - ・ 広域化により直近の杉戸消防署から出動できる。
 - ・ 廃止後、中島出張所の救急隊を杉戸消防署へ配置（杉戸消防署としては増隊）し、出動が重なった場合も適切に対応できる。
- 廃止する消防署所の庁舎を構成市町に無償譲渡し、構成市町において用途変更して利活用している。
 - ・ 加須南分署 → 加須市社会福祉協議会本所
 - ・ 篠津分署 → 白岡市教育支援センター、高齢者トレーニングルーム等
 - ・ 中島出張所 → 宮代町防災倉庫
- 勤務人員が増加する消防署所について、執務環境の整備を行った。
 - ・ 白岡消防署：浴室(1→2箇所)・トイレの増設
- 組合負担金の負担方法について、消防署所の再配置以前は、広域化前の消防費決算額割としてきたが、これを機により合理的な消防費基準財政需要額割に改めた。消防署所の再配置によって経費を圧縮し、組合負担金総額を削減することで、負担割合が増加する構成市町に配慮して議論を進めた。

<再配置前の消防力重複イメージ>



VII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 広域化に伴う消防署所の移転新築による再配置は、緊急防災・減災事業債という有利な財源が活用できるが、広域消防運営計画（市町村計画）への位置付けが必要であり、調整に相当の時間を要する場合がある。
- 既存消防署所の庁舎を利活用する場合には、広域化後に時間をかけて議論し、再配置を進めていくことも有効な手段。
- 広域化に伴う職員の効率配置や節減経費の活用により、専任の指揮隊、高度救助隊の設置などの現場要員の増強や支援車Ⅰ型、ドローンなどの特殊車両・高度な資機材の整備という広域化のメリットを享受してきた。
- 広域化後11年目を迎え、消防署所の再配置によって、組合負担金を6.5%削減（▲約4億円/年）することが可能となり、今後は削減した財源の一部を活用することも検討するなどして、さらなる消防力の強化を目指している。

2 署所の再配置の検討②-1

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成23年4月1日 ※砺波広域圏消防本部（砺波市・南砺市）と小矢部市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：砺波市 約5万人（127.03km²） 南砺市 約5万人（668.64km²） 小矢部市 約3万人（134.07km²）
- 職員数：184人

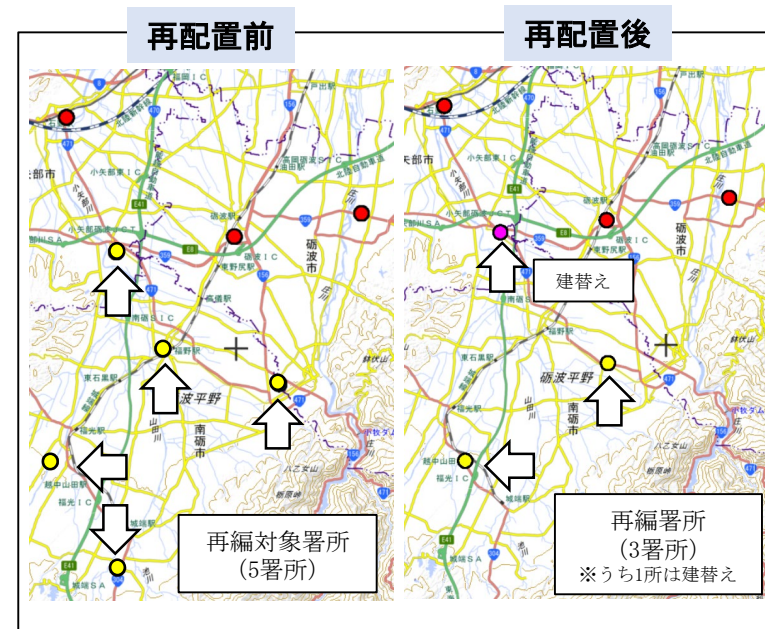
令和4年3月時点

II 協議体・期間等

- 協議体 平成22年度 砺波地域消防広域化運営協議会幹事会
- 構成員 砺波市、小矢部市、南砺市
平成23年度以降 南砺市、南砺市議会、砺波地域消防組合消防本部
※広域化後の署所再編に係る南砺市、南砺市議会との調整を行ったもの
- 検討期間 平成22年4月～平成23年10月頃にかけて、南砺市議会（協議会、常任委員会）に、消防本部担当者が出席、南砺市が住民説明会を開催した。
再編署所の出動範囲に該当する砺波市の地域住民、地域役員、市議に対し消防本部が説明会を開催した。

III 基本的な考え方

- 再編対象署所は、老朽化により建替えが必要な5署所
（南砺市平野部の4署所及び小矢部市の小矢部消防署津沢出張所）
- 建設場所は、広域化後の消防力を踏まえて検討するため、第三者機関へ消防力適正配置調査を委託する。



IV 検討状況（検討過程・経緯）等

H22 運営協議会幹事会

- 老朽化した署所の再編を検討
- 再編の署所数、場所等

H22 運営協議会幹事会

- 消防力適正配置調査を委託
- 広域化後の消防力を踏まえ再編署所の位置を検討

広域化
H23.4

H23 広域化後

- 消防力適正配置調査結果等を踏まえて検討・決定
- 署所再編について議会及び地元住民への説明
- 了承を得た後、用地交渉及び基本設計を実施

V 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 再編署所の建設場所
- 署所が不在となる地域への説明
- 建設経費の調整

VI 課題への対応策等

- 再編署所の建設場所について
 - ・ 消防力適正配置調査で署所の再編による効果が認められ、その調査で示された地点に建設することとし、構成市で用地を買収した。
- 署所が不在となる地域への説明
 - 1 署所再編のメリット・デメリットの整理
 - ※メリット：署所統合に伴う人員の効率化により、現場活動人員が増加し、現場活動の強化が図れる。
新たな消防署の一部に、消防職員に加え、消防団員及び市民向けの講習等が行える防災センターを整備し、地域防災力の向上による、大規模災害に対する防災力の強化が期待できる。
 - デメリット：署所の移転に伴い、現在より第1出動隊の現場到着時間が遅くなる地域があること。
 - 2 現場到着時間の遅れに対する懸念等への対応策の提示
 - ＜対応策＞
 - ・ 人員の効率化により署の配置人員が増加するため、ポンプ車の搭乗人員増による活動面の強化、消防団と緊密に連携し防火意識の向上を図ることを提示
 - ・ 複数の救急救命士の搭乗実現による病院到着までの救命処置の強化、応急処置の普及啓発を強化することを提示
 - ・ また、同時出動の実績件数等を示したうえで、署所再編前は、原則として第2着隊は他の署所から出動していたところ、再編後は1署所に複数隊配置でき、また、適正配置により、第2着隊の現場到着時間が短縮することを提示
 - ・ 既存の4署所の建替え又は耐震改修と、再編する2署所の費用（工事費、維持管理費）の比較を提示
- 建設経費について
 - ・ 原則として署所が立地する構成市の負担とした。
 - ・ 管轄範囲が隣市に近接している場合は、署を中心に設定した範囲内の人口を基準に負担割合を算定した。

VII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 広域化の検討時に署所再編も検討を行うと、署所再編が議論の中心になり広域化自体の進捗に影響が生じるため、署所再編は広域化実現後に検討するのが良いのではないかと。
- 再編署所の車庫スペースに余裕を持った面積を確保したことで、国から貸与された車両（人員搬送車、重機搬送車）を入庫できた。
- 消防署所の再編によって施設維持費の削減が図れる。
- 署の配置人員が増加するため、出動体制の強化や平常時の業務の効率化が図れる。

3 部隊配置の調整

3 部隊配置の調整

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成23年4月1日 ※砺波広域圏消防本部（砺波市・南砺市）、小矢部市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：砺波市 約5万人（127.03km²） 南砺市 約5万人（668.64km²） 小矢部市 約3万人（134.07km²）
- 職員数：185人

令和4年3月時点

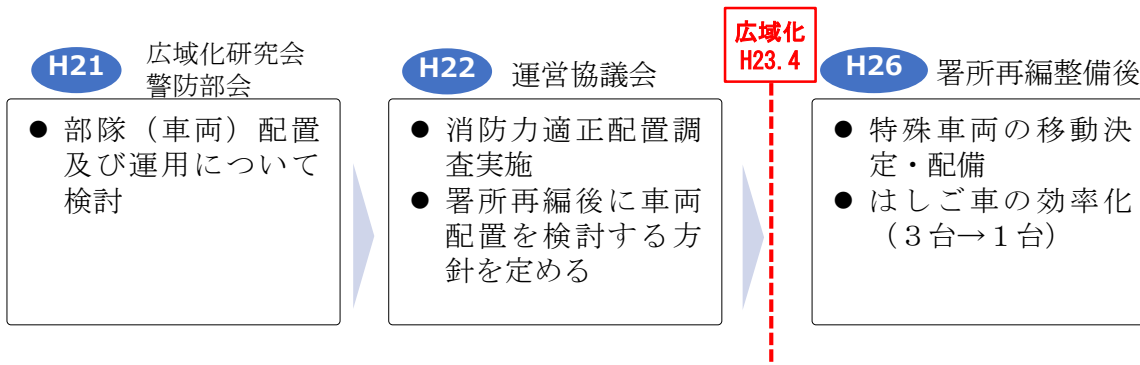
II 協議体・期間等

- 協議体 平成21年5月、砺波地方消防広域化研究会を設置し、部隊（車両）配置及び運用については、警防部会において協議
- 構成員 砺波広域圏消防本部、小矢部市消防本部から選出
※設置要綱に階級や役職は定めていないが、課長・主幹（消防司令）及び係長・主任（消防司令補）が参加
- 検討期間 平成21年5月～平成22年3月頃
※22年4月からは砺波地域広域消防運営協議会を設置し、引き続き協議会の中で検討。

III 基本的な考え方

- 広域化直後の部隊（車両）再配置等について
 - ・ 消防力適正配置調査（平成22年度）を実施し、署所の再編整備とあわせて車両配置についても検討する。
（結果として車両配置は署所の再編整備後に検討することとした）
 - ・ 部隊配置を行う前に出張所の配置人員を統一
※広域化前6人であった出張所の人員を、10人に増員（統一）した
（本部機能統合に伴う人員配置の効率化により、広域化前の全日勤者のうち一定の人員を現場要員とすることで対応）

IV 検討状況（検討過程・経緯）等



V 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 特殊車両を再配置する場合の運用上の課題
- 特殊車両を合理化（減車）する場合の議会説明

VI 課題への対応策等

- 車両の再配置に係る対応
 - ・ 消防力適正配置調査の結果等に基づき、特殊車両等の再配置を行うこととした
 - ・ はしご車両の再配置を行おうとしたところ、運用する職員の教養等、配置先の署所の運用体制が十分に整っていない懸念があり、特に現場職員の理解が得られなかったもの。そのため、まずは消防署所の再編整備に取り組み、その後に特殊車両の配置等について改めて検討することとした。
 - ・ 署所の再配置等も踏まえた検討の結果、以下のとおり実施することとした。
 - ＜水槽車（10t）＞
 - ・ 中心部の砺波消防署から、山間地域である南砺消防署へ移動
 - ・ 水利が非常に少ない地域であり、水槽車を有効に活用できる地域であること、高速道路のインターチェンジが近く、他の地域へも円滑な出動が可能であることが主な理由である。
 - ・ なお、署所の再編整備により、車庫が広くなり水槽車の配備が可能となったもの。
 - ＜はしご車の合理化＞
 - ・ 広域化時には3台保有していたはしご車を、出動頻度等を考慮し、段階的に減らし1台とした。
 - ・ 組合議会に対しては、はしご車の出動頻度、はしご車の削減に伴う他の資機材の整備・充実等の効果を示した他、はしご車が必要な事案が重なった場合であっても、指令の共同運用を実現した高岡市消防本部とのはしご車を含めた応援体制の強化（平成26年から指令の共同運用と併せて開始）により、対応が可能であることを説明し、理解を得たもの。
- その他（高岡市消防本部との指令の共同運用における高度な運用の調整）
 - ・ 広域化に係る協議と並行し、指令の共同運用についても高岡市消防本部と協議し、平成26年から運用を開始した。
 - ・ 救急出動は、境界を越えた直近出動による車両編成を行うこととした。
 - ・ 火災、救助及び警戒出動では、第1出動で編成する車両台数・車両種別の統一を図ることができなかつたため、直近出動はまとまらなかつたが、迅速な応援体制を確立できる他、境界付近で発生した事案は両本部の車両が同時に出動するよう調整する等、応援体制の強化が図れた。

VII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 広域化及び指令の共同運用は、効果的な部隊配置、運用へ移行する機会になる。
（例）管内の中心部に位置する署所へ特殊車両を集中させる、危険物施設が多く立地する地域を管轄する署へ化学車を配備する等

4 市町村負担金の調整

4 市町村負担金の調整①-1

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成28年4月1日 ※草加市と八潮市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：草加市 約25万人（27.46km²） 八潮市 約9万人（18.02km²）
- 職員数：332人

令和4年3月時点

II 経費負担割

- 共通経費（経常的経費及び車両・資機材購入等）は人口割（1月1日現在の住民基本台帳人口の割合）
※共通経費の経過措置（過去3年の決算額の割合に応じて共通経費を負担。3年かけて人口割に移行）
- 単独経費（消防水利、庁舎建設等）は関係市が単独で負担

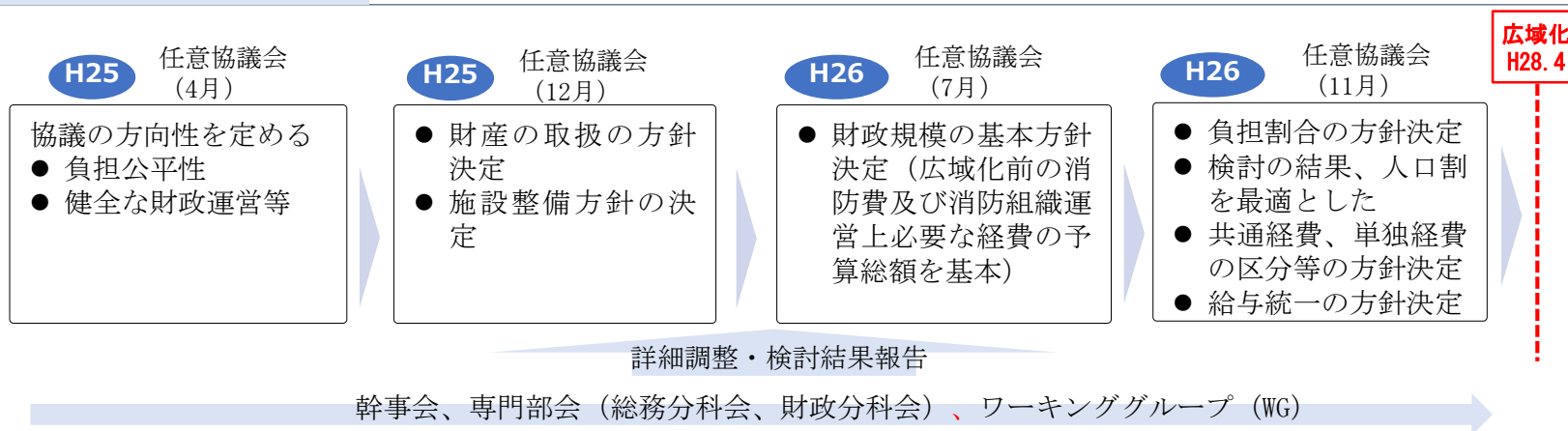
III 協議体・期間等

- 協議会、幹事会、専門部会、ワーキンググループ（WG）を設置し、共通経費、単独経費の区分や財政規模の基本方針、共通経費の負担方式について協議
- 構成員 協議会（市長、県職員等）、幹事会（副市長、市部長等）、専門部会（消防＝本部次長・各課長、市＝企画・財政・人事担当課長）、WG（消防・市ともに総務、企画、財政担当係長）
- 検討期間 平成25年4月～平成26年11月頃

IV 基本的な考え方

- 構成市の過去5カ年を平均した災害出動件数の割合が、人口の割合とほぼ比例しており消防活動に直結していると考えられることから、消防行政の負担を客観的に分担する方法として人口割は適していると判断した。
- しかし、広域化後すぐに人口割とすることは急激な負担の増加を招くことから、経過措置を設けて緩やかに移行する方法をとった。

V 検討状況（検討過程・経緯）等



4 市町村負担金の調整①-2

VI 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

● 負担割合の方式と経過措置の検討

- ・ 様々な指標を検討（消防行政を按分する方式として合理的か）
検討した指標・・・①人口割、②基準財政需要額割、③均等割、④面積割、⑤災害出動件数割、⑥経常経費割 など
※各指標を単独で使用する場合や複数の組合せ（例えば人口割と均等割など）で使用する場合は検討
- ・ 人口割による急激な負担の増加を緩和するため経過措置を検討

VII 課題への対応策等

● 負担割合の方式

検討結果：災害出動件数の割合と人口の割合が概ね比例していることから、2市にとって合理的な負担方式は「人口割」と結論。

<検討の経緯>

消防行政を按分する場合、災害出動件数の割合と比例している人口の割合によることが適しており、合理的であるという共通認識はあったが、決算割との開きが3.4%あるため調整が難航した。
(当時の1%は約3,000万円に相当)

	消防費決算額割合	人口割合
草加市	70.81%	74.21%
八潮市	29.19%	25.79%

1 給与のシミュレーション

広域化後の給与を10年分シミュレーションし、単独時と広域化時で比較（年齢別、職位別、勤続年数別など）した。当時の草加市消防本部の年齢構成（30～40歳代前半が約半数）を鑑みると、単独消防のままであっても将来の人件費は増加する見込みであることが明確となった。具体的な数字を示すことにより決算額との開きがあったものの、人口割とする合意が得られた。

2 様々な指標を検討したこと

広域化前の消防費決算額に近い負担割合にしたいという構成市の意向があったが、一つの指標だけでなく、様々な指標を検討したことで、人口割という結論に対して一定の理解・納得感が得られた。

3 メリットを明らかにしていたこと

現場到着時間短縮等、各本部が広域化により得られるメリットを、負担金の協議に入る前に明らかにしていたため、負担金の協議も一定の理解・納得感が得られやすい状況であった。

● 経過措置の検討

広域化後直ちに人口割とすることは急激な負担の増加を招く可能性があるとして判断し、経過措置を設けて緩やかに移行することとした。

経過措置の期間：3年間

経過措置の内容：負担金割合を広域化前の消防費に係る決算額の直近3年平均の割合とする

VIII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 負担方式は、様々な指標が存在する。その地域ではどのような指標が合理的か、様々な視点から検討することが必要。
- 決定した負担割合での運営が、広域化直後には困難である場合は、経過措置を設けることも検討する必要がある。
- 経過措置を検討する際は、既に広域化している団体の規約（附則の経過措置）を参考とした。

4 市町村負担金の調整①

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成25年4月1日 ※所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：所沢市 約34万人（72.11km²） 狭山市 約15万人（48.99km²） 日高市 約6万人（47.48km²）
飯能市 約8万人（193.05km²） 入間市 約15万人（44.69km²）
- 職員数：871人

II 経費負担割

- 共通経費（経常的経費・投資的経費）は基準財政需要額割
※共通経費の経過措置（経常的経費は、まずは広域化前の消防費決算額の比率割合とし、6年かけて基準財政需要額の割合に移行）
- 単独経費（水利事業等に要する経費）はそれぞれの構成市が負担

III 協議体・期間等

- 協議体：協議会、検討委員会、幹事会、専門部会（財政分科会外8分科会）を設置し、財政分科会で市町村負担金等について協議
- 構成員：財政分科会は、構成市及び各消防本部の財政担当者9人で構成
- 検討期間：平成24年2月～平成25年1月（財政分科会を33回開催）

IV 基本的な考え方

- 広域化後の消防本部の財政規模は、構成市の財政状況を考慮して、広域化前年度の消防費及び組織運営上の必要経費（市町村総合事務組合負担金、職員厚生費等）の予算額の総額を基本とする。
- 共通経費の負担割合は、消防事務に要する基準財政需要額の割合を基本とする。

IV 検討状況（検討過程・経緯）等

H24 専門部会（財政分科会）

財政関係の整理

- 財政計画策定
- 予算編成、起債事業計画策定
- 財務会計システムとの調整

契約、財産管理の調整

- 入札、契約、工事検査等の調整
- 財産の取得、管理及び処分
- 物品の出納、保管
- 施設整備計画の策定 等

例規の整備等

- 例規の抽出、整備
- 事務分掌の整理 等

広域化
H25.4

VI 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 経費の負担方法の調整
- 事務事業と予算との関係整理
- 財産の取扱い及び債務の取扱い
- 契約事務及び工事検査

VII 課題への対応策等

- 経費の負担方法
 - ・ 財政分科会において先進事例の長所や短所を研究し、財政的な公平性が高い「消防費に係る基準財政需要額割」の負担方法案を示し、上位検討組織（幹事会等）での審議を経て決定した。（研究事例：人口割、基準財政需要額割、均等割、面積割、消防職員数割等）
 - 【経過措置について】
 - ・ 急激な財政負担の増加を避けるため、6年の経過措置期間を設けることとし、初年度（平成25年度）は、平成23年度常備消防費（投資的経費を除く）における決算額の比率割合とし、平成26年度から平成30年度までは、前年度基準財政需要額の割合から平成23年度常備消防経費（投資的経費を除く）の決算額の割合の差を経過措置年数（6年）で除して得た数値を増減した割合*を負担割合とした。
※前年度基準財政需要額割合＋（平成23年度消防費決算額の割合－前年度基準財政需要額の割合）÷6年
- 事業と予算の明確化及び予算計上
 - ・ 予算の整理・明確化のため、総合計画に掲げる事務事業と予算上の事業を一致（1事業1予算）させた。
 - ・ 一部事務組合の運営に必要な経常的経費や投資的経費は共通経費として消防本部に計上し、消防活動事業等に要する経費は、地域性や独自性が強いため、各消防署に共通経費として計上することとした。
 - ・ 一方、水利事業等（消防水利、施設の新築・増改築、土地の購入・借料、市固有の外郭団体事業等）の事業は、構成市と関係が深い事業であるため、それらに要する経費は、消防署の存する構成市に計上することとした。
- 財産の取扱い及び債務の取扱い
 - ・ 土地、建物、防火水槽、車両及び資機材等の備品は、消防組合へ無償譲渡し、消火栓は水道事業施設の一部であることから構成市の所有とした。
 - ・ 借地は借受人を消防組合に変更（契約を継続）し、広域化前の債務はそれぞれの構成市が負担し、広域化後の債務は構成市の負担割合（基準財政需要額割）によることとした。
- 契約事務・工事検査
 - ・ 契約事務は消防組合で行うが、契約の適正な履行を確保するため、建設業法第2条第1項に規定する建設工事等に係る業務（設計、契約、検査等）の支援について、構成市と覚書を締結しており、覚書の中で支援業務に要する費用の負担（構成市の負担とする）についても定めている。

VIII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 市町村負担金の調整に当たっては、最終的な結論へ導くための事前の調査・研究が重要であり、「現状と課題の明確化」「メリットの検証」、「経費の検証」を行い、その結果を資料集として“見える化”することが望ましい。当該資料は、広域後の検証にも活用することができる。

4 市町村負担金の調整①

I 消防本部について

- 消防本部発足：平成23年4月1日 ※砺波広域圏消防本部（砺波市・南砺市）、小矢部市で広域化
- 構成市管轄人口（面積）：砺波市 約5万人（127.03km²） 南砺市 約5万人（668.64km²） 小矢部市 約3万人（134.07km²）
- 職員数：185人

II 経費負担割

- 共通経費（人件費、消防活動費、車両購入及び整備費など）は消防費基準財政需要額割
- 単独経費（消防署所新設及び1千万円以上の修繕）はそれぞれの構成市が負担
- 署所の管轄区域が2市以上に該当する場合は当該両市が協議の上負担割合を決定
- 広域化前の起債償還費は、広域化前の市及び一部事務組合が各々承継
- 広域化臨時経費は、構成市均等割

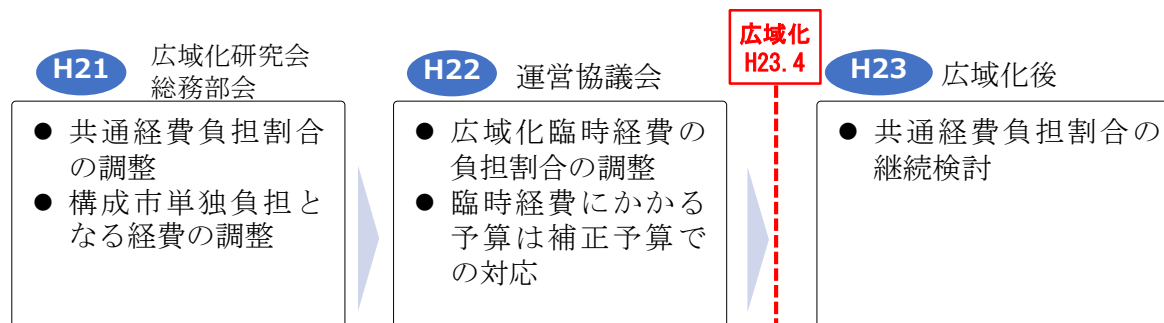
III 協議体・期間等

- 平成21年度 砺波地方消防広域化研究会総務部会及び消防広域化関係課長会議、平成22年度 広域消防運営協議会幹事会等
- 構成員 広域化事務担当職員、構成市企画政策・総務・財政課長
- 検討期間 平成21年5月～平成23年1月頃

IV 基本的な考え方

- 共通経費の構成市負担割合について、広域化前の砺波広域圏消防本部が用いていた、消防費基準財政需要額割で算出する。

IV 検討状況（検討過程・経緯）等



VI 検討に係る課題（調整が困難・時間を要する事項）等

- 経費の負担割合（特に共通経費の負担割合について）
- 消防庁舎に市の管理部分（市防災センター、消防団器具置場）が併設しており、市と消防組合が負担する経費の負担割合についての調整
- 広域化臨時経費の事業内容（項目）、経費負担方法について調整

VII 課題への対応策等

- 経費の負担割合について
 - ・ 共通経費の構成市負担割合について、広域化前の砺波広域圏消防本部が用いていた消防費基準財政需要額割を広域化後も用いることとした。しかしながら、構成3市のうち市町村合併による合併算定替が2市あり、負担割合については広域化後も継続して協議することとした。
 - ※広域化当初から共通経費の負担金割合は、消防費基準財政需要額割としていたが、現在（令和5年4月時点）は、消防費基準財政需要額を基本としつつ、署所の再編整備がされたこと等により、消防本部の人員費は構成市人口割、消防署所の人員費は配置人員の割合により算定している。
 - ・ 消防署所新設及び1千万円以上の修繕は、単独経費としてそれぞれの構成市が負担することとし、署所の管轄区域が2市以上に該当する場合は当該両市が協議の上負担割合を決定しており、署所位置を中心に一定区域内に居住する構成市の人口に基づき案分し、負担することとした。
 - ※案分対象の署所は市境界付近に位置する2箇所（南砺消防署東分署：砺波市・南砺市、小矢部消防署津沢出張所：砺波市・小矢部市・南砺市）
- 市の管理部分の経費負担割合の調整
 - ・ 経費の算定根拠が明確となるよう、消防庁舎と市の管理部分それぞれに電気・水道メーターを設置し、各管理部分での使用量に基づき経費を負担することとした。
- 広域化臨時経費について
 - ・ 業務に必要な機器の整備、被服及び表示名称の統一など、臨時に必要となる経費は3市均等割とした。
 - 短期間（1年度内）で、予算執行（予算額の算定、構成市の補正予算議決、分担金の納入、予算執行、余剰金の返還）及び特別交付税の申請を行う必要があり、分担金割合の算出を簡略化するため等の理由により、均等割とすることで合意を得たもの。

VIII その他（今後広域化を検討する本部への提言等）

- 負担金の額及び負担割合は、広域化の調整項目のなかで構成市からの関心が高く、調整に時間を要する。そのため、当組合では、負担金の負担割合をはじめ、広域化後の組織、本部の位置及び名称について構成市との主要な調整項目に位置づけ、早期に構成市の企画・総務・財政の担当者と協議を行った。